日本原燃株式会社
2023年2月22日

「第五条　安全機能を有する施設の地盤」、「第六条　地震による損傷の防止」の説明順序

□：資料提出予定日　▽：ヒアリング予定日　■▼：実績

1．設計条件及び評価判断基準

既認可からの変更内容

○申請対象設備に対して既認可からの変更内容について整理
（使用する資料）
・耐震建物31（洞道関係）□：3/7
・耐震建物38（建物関係）□：3/17
・耐震機電13（機電関係）□：3/24
・耐震建物01 □：3/24

設計条件及び評価判断基準

○耐震計算の前提条件となる入力地震動の設定に係る内容について説明する。
（使用する資料）
・耐震建物08

○耐震設計の基本方針、耐震計算に関する基本方針及び計算書作成の基本方針等について第１回申請から追加や拡充した内容（差分）について説明する。
（使用する資料）
・地震00-01別紙4 ■：1/20 ▼：1/27
（耐震設計の基本方針、耐震計算の基本方針、計算書作成の基本方針部分）
・耐震建物32、□：3/7 35、37 ■：1/31
・耐震地盤01、耐震建物13 ■：1/31
（耐震設計の基本方針、耐震計算の基本方針、計算書作成の基本方針部分(液状化による基本方針も含む））

2．具体的な設備等の設計

2－2①耐震

解析・評価方法の整理

○建物・構築物の耐震計算に係る第２回申請における追加事項を説明
・第１回申請から追加や拡充した内容のうち、新規項目である洞道の評価方法に係る内容を先行して説明（液状化評価に係る根拠含む）
（使用する資料）
・耐震建物 33、34、36

○機器・配管系の耐震計算に係る第２回申請における追加事項を説明
（使用する資料）
・耐震機電01、03、10、15、18、23、25、26、30

他条文側の選定設備
○溢水・薬品防護設備（DB）
○溢水・薬品対策設備（DB）
○火災感知・消火設備（DB）
○重大事故等対処設（1.2Ss）

○条文側で選定した設備を含めて耐震評価における類型化の考え方、代表設備の選定を説明
・溢水・薬品防護設備、溢水・薬品対策設備、火災感知・消火設備及び重大事故等対処設備（1.2Ss）は、条文側で対象を選定する。
（使用する資料）
・耐震建物01
・耐震機電07
・耐震機電27
・耐震機電29

2-2②耐震

解析・評価結果

○床応答曲線（FRS）、代表設備による耐震計算書、影響評価の説明
（使用する資料）
・地震00－01別紙4（各計算書部分）
・耐震建物05、07 33、34、36
・耐震建物07
・耐震建物23、30
・耐震機電14、17、24、28
・耐震機電11、12、21、31

3-1,2耐震

3．具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合

評価判断基準との照合
設計要求等との照合